

境港管理組合の役務の調達について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、シルバー人材センターの受注機会の拡大を図ることを目的に随意契約を締結したので、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

1 契約の内容

令和8年度港湾緑地清掃業務（緑地清掃及び収集運搬）

2 業務内容及び実施場所

境港管理組合が管理する（1）の各緑地で排出されたごみ（一般廃棄物）を可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別してごみ袋に詰め込み、それぞれの緑地において境港管理組合が指定する場所へ集積のうえ、各ごみを（2）の廃棄場所へ運搬する作業

（1）清掃業務場所 次の5緑地

- ① 夢みなと緑地（境港市竹内団地）
- ② 中野緑地（境港市中野町及び福定町）
- ③ 竹内休息緑地（境港市竹内団地）
- ④ 弥生緑地（境港市弥生町及び清水町）
- ⑤ 昭和北緑地（境港市潮見町）

（2）運搬先

- ① 可燃ごみ 境港市清掃センター（境港市中野町）
- ② 不燃ごみ・資源ごみ 境港市リサイクルセンター（境港市夕日ヶ丘二丁目）

3 清掃計画（月別実施回数及び実施時間数）

別紙のとおり

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 契約日

令和8年4月1日

6 契約の相手方

公益社団法人境港市シルバー人材センター（境港市昭和町11番地22）

7 契約者の選定方法及びその理由

（1）選定方法

1者随意契約

（2）理由

港湾緑地内のごみ拾いと分別を行う本業務は、特に資格が必要ない軽作業であるが、景観上及び不法投棄の誘発防止の観点から、緑地内のごみについて収集運搬も一括して行うため、収集運搬業の許可を有している必要があり、シルバー人材センターは当該許可を有しているため、当該条件を満たしている。

また、シルバー人材センターと契約することは高年齢者雇用の確保を目的とした地方自治法施行令第167条の2第3号の規定の制定の趣旨にも合致するものである。

8 問合せ先（契約担当係）

境港市大正町215 境港管理組合港湾管理委員会事務局 総務課港営係
電話：0859-42-3706